

袋井市森町広域行政組合袋井消防本部障がい者活躍推進計画

機関名	袋井市森町広域行政組合袋井消防本部
任命権者	袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 消防長 磯部 剛
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
袋井市森町広域行政組合袋井消防本部における障がい者雇用に関する課題	袋井市森町広域行政組合袋井消防本部においては、職務の特性上、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 障がい者雇用の体制整備や各種取組が必要であるため、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき、本計画を策定するものである。
目標	
① 採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を推進する。
② 定着に関する目標	なし。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任する。 ・ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい等により従来業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者からの要望を踏まえ、障がい者が利用しやすい環境に配慮した整備を検討する。 ・ 障がい者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 ・ 新規に採用した障がい者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

袋井市森町広域行政組合袋井消防本部障がい者活躍推進計画